

令和7年4月

SNSトラブルの解決に向けて

平素より本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

携帯電話やスマートフォンの普及により、場所や時間を問わず、より身近に利用できるようになりました。多くの子供たちは、インターネットで調べ物をするなど、適切な利用をしていると思います。しかし、他人の悪口や誹謗中傷を含んだ画像を拡散する、犯罪行為を書き込む、など、不適切な利用をしたために事件に巻き込まれる子供たちも増えています。

つきましては、保護者の皆様におかれましても、子供たちがトラブルに巻き込まれないよう御家庭での対策をお願いいたします。

1 本校における指導

学校としては、生徒たちにこれらのツールを利用するにあたっての諸注意を促し、その危険性や自己責任の意識についても継続して指導を行っています。しかし、実際の生徒たちのやりとりの詳細については、当事者が自覚する以外にトラブルを回避する方法がありません。学校のみでの指導には限界があります。

2 文部科学省の見解

文部科学省は、都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長等あてに、平成24年11月2日付初等中等教育局長通知「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について（通知）」において、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要であること、また、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することが必要であることを周知いたしました。その中で、明確に、「パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。」ことを脅迫（刑法第222条）、名誉棄損、侮辱（刑法第230条、231条）の刑法法規に当てはまるとしています。

3 他校におけるトラブルの事例

○生徒間のトラブル

事例：学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る。

事例：特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」、「気持ち悪い」、「うざい」、「死ね」などと悪口を書く。

○目立つ当事者（保護者）の見解の相違

事例：当事者A「やった生徒に話をさせろ」「やった生徒を停学にしろ」「やった生徒を転校させろ」

当事者B「うちの子だけではない」「相手にも問題がある」「画面の提出は拒否する」「犯罪者扱いされた」

4 学校のかかわり方

(1) 学校としてできること

- ① 関係者の聞き取り（捜査権限はありません）
- ② 関係者の指導・ケア（退学・転校等の処分はできません）
- ③ トラブル防止のための指導
- ④ メディアリテラシー・ネットリテラシーの醸成

(2) 学校としてできないこと

- ① 仲裁の場の設定（損害賠償には関与できません）
- ② 他校の生徒への直接指導
- ③ 使用の制限

5 学校の指導の枠を超えた重篤なケースが発生した場合の対応

- (1) 第三者の仲介（例：区教委教育支援チーム）
- (2) 警察への相談（脅迫・名誉棄損・侮辱罪など）
- (3) 法務局への相談（人権侵害の場合）
- (4) 弁護士や法律相談の利用（賠償など）
- (5) こどもSOSなど、各種相談窓口の利用

6 最後に

SNSはプライベート空間です。事前にトラブルを察知することは困難で、防止するには使用している一人一人の自覚に任せるしかないのが現状です。またトラブルが発生しても当事者の見解が異なると、解決が困難になります。学校でできることは、和解レベルであり、損害賠償やペナルティ等を課すことには対応できません。どうしても希望される場合は、5に記載のように、当事者が関係機関に御相談いただき、法的に解決するしかありません。

携帯電話やスマートフォン等の主契約者は子供ではありません。保護者の皆様にはリスクが高いことを御認識の上、最終的には大人が責任を問われることを御承知いただき、ご家庭においても対策をお願いいたします。